

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成29年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ナフコツーワンススタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店 大津市玉野浦 2394 番 4 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ナフコ 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号 代表取締役 深町勝義
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 90 台
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 7 時から 21 時まで
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6 時 30 分から 21 時 30 分まで
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7 時から 18 時まで
 - (2) 変更後
 - ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 90 台
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社ナフコ 7 時から 21 時まで
株式会社ヤマダ電機 7 時から 21 時 30 分まで
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6 時 30 分から 22 時まで
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① 6 時から 22 時まで
荷さばき施設② 7 時から 18 時まで
- 4 変更年月日 アについては平成30年5月1日、イ、ウおよびエについては平成29年9月15日
- 5 変更の理由 テナント入替に伴う施設運営計画の変更のため
- 6 届出年月日 平成29年8月31日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 平成29年9月20日から平成30年1月22日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成30年1月22日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号